



シオン

高井会計だより

編集 発行人
税理士

高井直樹

事務所 〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

10月

(神無月) OCTOBER

10日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31

ワンポイント 雇用促進税制の「計画」提出期限

従業員を増加させた場合に、増加従業員数に20万円を乗じた金額を税額控除できる雇用促進税制を適用するためには、一定期間内にハローワークに雇用促進計画を提出しなければなりません。本年4月1日～8月31日までに開始する事業年度については、10月31日までの提出でよいとする経過措置があります。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月11日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月17日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第三期分納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(7月～9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月～12月生まれ) 10月31日
- 労 務 / 労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

労災保険

社会復帰促進等事業

労災保険では、仕事中または通勤途中でケガや病気（傷病）にかかった労働者の社会復帰の促進、労働者及びその家族（遺族）に対する保険給付と併せてその遺族の援護、労働者の安全・衛生等適正な労働条件の確保を図ることにより労働者の福祉の増進に寄与することを目的として社会復帰促進等事業が実施されています。

社会復帰促進等事業は、①社会復帰促進事業、②援護事業、③安全衛生・労働条件等の確保事業の3つの事業に区分されています。

● 1 社会復帰促進事業

療養に関する施設及びリハビリ

リハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他被災労働者の円滑な社会復帰を促進するため必要な事業として、次の事業を行っています。

- ① 労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの設置、運営
- ② 労災委託病棟の設置
労災病院の未設置地域に、労災患者のための医療施設を設置し、既存の病院（公益法人の病院）に運営を委託しています。
- ③ 労災リハビリテーション作業所の設置、運営
労災による重度せき髄損傷者及び両下肢に重度の障害を受けた者に対して、医学的リハビリテーションを行いなが

ら元の職場または有利な適職に復帰できるようにするための作業所を設置し、運営しています。（①、③、*）

④ 外科後処置

手足の切断部の治ゆ後に義肢を装着するための再手術や顔面火傷治ゆ後に残った醜状の軽減のための整形手術、労働能力の回復などは療養（補償）給付の対象となりませんが、職業生活や社会生活に復帰するためには必要不可欠なものであると認められる場合は、その診療は労災病院等において無料で受けられます。

⑤ 義肢等補装具の購入または修理に要した費用の支給
労災事故により被災した労働者で、四肢喪失、機能障害等が残った場合は、その障害の程度に応じて障害（補償）給付が支給されます。さらに社会復帰には、義肢、義眼、眼鏡、車いす、補聴器、かつら等の補装具が必要不可欠であることから、これらの補装具の購入・修理に要した費用が支給されます。

⑥ 特定傷病治ゆ者に対するア

フターケア

療養（補償）給付は、傷病が治ゆした後には行われませんが、一定の傷病により患した労働者に対して、残された労働能力を維持回復し、円滑な社会生活を送れるようにアフターケア（傷病が症状固定（治ゆ）後の措置）が行われます。

傷病の治ゆ後であっても、後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する病気を発症させるおそれがあることから、必要に応じ保健上の措置として、診察、保健指導、処置、検査、薬剤の支給等が実施されています。

⑦ 労災はり・きゅう施術特別
援護措置

頸肩腕症候群、腰痛、振動障害等の傷病者で傷病が治ゆし、障害（補償）給付の支給を受けている被災者のうち、はり・きゅう施術が必要と認められた場合には、一年以内の期間において、一カ月五回を限度に労働局長が指定する施術所で治療を受けることができます。

⑧ その他
職業回復訓練、長期療養者
職業復帰援護金の支給、振動障
害者社会復帰援護金の支給、振
動障害者雇用援護金の支給等の
事業が行われています。

● 2 ● 援護事業

被災労働者の療養生活の援護、
被災労働者にかかる介護の援護、
その遺族の就学の援護、被災労働
者やその遺族が必要とする資
金の貸付による援護その他被災
労働者及びその遺族の援護を
図るために必要とされる事業とし
て、次の援護事業を行っています。

① 特別支給金の支給
仕事中の災害または通勤災
害により被災した労働者やそ
の遺族に対しては、保険給付
に上乘せして、社会復帰促進
等事業として特別支給金（休
業特別支給金、障害特別支給
金、遺族特別支給金、傷病特
別支給金、障害特別年金、障
害特別一時金、遺族特別年金、
遺族特別一時金、傷病特別年
金）が支給されます。

② 労災就学等援護費の支給

労災年金受給権者やその家
族が安心して学業を続けられ
るように、障害等級一級～三
級の障害（補償）年金、遺族
（補償）年金、傷病（補償）年
金の受給権者またはその家族
であって、学資等の援護が必
要と認められる者に対して、
学校の種別に応じて、下記の
額（一人当たりの月額）が労
災就学等援護費として支給さ
れます。

小学生 一万二千元
中学生 一万六千元
高校生 一万八千元
大学生 三万九千元

③ 労災就労保育援護費の支給

労災年金受給権者やその家
族の就労状況を考慮し、保育
を必要とする未就学の児童を
保育所、幼稚園等に預けてい
る者に、その費用を援護する
必要があると認められる場合
に支給されます。

対象者は、前記②と同じ
で、支給額は児童一人当たり
月額一万二千元です。
④ 年金担保資金の貸付（*）
労災の年金受給権者のうち、

子供の入学、結婚、医療、住
居等の資金を臨時に必要とす
る場合には、労災年金受給権
を担保に、年金の年額の一・
二倍以内で、一〇万円から二
五〇万円までの範囲で、労働
者健康福祉機構が小口資金の
貸付を行っています。

⑤ 労災特別介護施設（ケアプ
ラザ）の設置、運営（☆）

家庭において適切な介護を
受けることが困難な高齢・重
度の労災年金受給者のために
入居施設を設置し、介護サー
ビスを行っています。

⑥ 労災ケアサポート事業（☆）

在宅介護者に対し、介護方
法の指導、介護機器や住宅改
造等に関し、アドバイザー、各
種公的サービスの利用につい
ての相談援助を行っています。

⑦ 労災ホームヘルプサービ
ス事業（☆）

在宅重度被災労働者に対し
て、専門的な技術を身に付け
た介護人（労災ホームヘルパ
ー）を派遣し、介護サービスの
提供を行っています（一定
の自己負担あり）。

⑧ その他

労災療養援護費の支給、休
業補償特別援護金の支給、納
骨堂の設置・運営等の事業を
行っています。

● 3 ● 安全衛生・労働条件等の 確保事業

業務災害の防止に関する活動
に対する援助、健康診断に関す
る施設の設置及び運営その他労働
者の安全及び衛生の確保、保
険給付の適切な実施の確保並び
に賃金の支払いの確保を図るた
めに必要とされる次の事業を行
っています。

① 労働災害防止対策の実施

② 災害防止団体に対する補助

③ 健康診断センターの設置、
運営（*）

④ 救急薬品の配布

⑤ 未払賃金の立替払事業の実
施（*）

⑥ 勤労者財産形成促進制度へ
の助成

詳しくは、労働基準監督署、
（独）労働者健康福祉機構（*）
または（財）労災ケアセンター
（☆）にお問い合わせください。

給付基礎日額の年齢階層別の最低・最高限度額が変更

平成23年8月（1日）から平成24年7月（31日）までの間に用いられる労災保険の年齢階層別の給付基礎日額の最低限度額及び最高限度額が告示されました（下表参照）。

これが適用されるのは、療養開始日から1年6カ月を経過した被災労働者に支給さ

年齢階層の区分	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,624円	12,984円
20歳以上25歳未満	5,040円	12,984円
25歳以上30歳未満	5,661円	13,120円
30歳以上35歳未満	6,222円	15,981円
35歳以上40歳未満	6,662円	18,541円
40歳以上45歳未満	6,941円	21,735円

れる休業（補償）給付にかかる①休業給付基礎日額と②年金給付基礎日額です。

被災労働者にかかる年齢は、①の場合は、休業（補償）給付を支給すべき事由が生じた日の属する四半期の初日、②の場合は、傷病（補償）年金及び障害（補償）年金については8月1日における年齢、遺族（補償）年金の場合は、死亡した被災労働者が生存していると仮定した場合の8月1日における年齢です。

年齢階層の区分	最低限度額	最高限度額
45歳以上50歳未満	6,919円	23,578円
50歳以上55歳未満	6,566円	24,608円
55歳以上60歳未満	5,770円	23,105円
60歳以上65歳未満	4,613円	19,134円
65歳以上70歳未満	3,960円	15,282円
70歳以上	3,960円	12,984円

労災保険事故における通院費

労災事故でケガや病気になり、その治療のため通院する場合、労働者の居住地または勤務地から、原則として、片道2kmを超える通院であつて、以下のいずれかに該当する場合には、その実費額が通院費（交通費）として支給されます。

- ① 同一市町村内の診療に適した労災指定医療機関へ通院した場合
- ② 同一市町村内に診療に適した労災指定医療機関がないため、隣接する市町村内の診療に適した労災指定医療機関へ通院した場合
- ③ 同一市町村内及び隣接する市町村内に診療に適した労災指定医療機関がないため、それらの市町村を越えた最寄りの労災指定医療機関へ通院した場合

胎児が障害者で生まれたとき

労働者が工作中に死亡し、1人目を妊娠中の妻が残された場合、遺族補償年金の受給権者は妻1人ですが、子供が生まれると2人としてカウントされます。

この子が障害者として生まれた場合、遺族としてカウントされるのは、労災保険においては、健常者と同様に出生日の翌月から18歳到達日以後最初の年度末までの間です。これは、障害者として生まれた場合でも、単に生計を維持していたとみなされるだけで、労働者の死亡当時に障害の状態にあるとは認められていないためです。

一方、厚生年金保険及び国民年金では、障害者で生まれた場合はもちろん、健常者で生まれた場合でも、18歳到達日以後最初の年度末までに、1級または2級の障害の状態になれば、20歳まで子の加算額が加算、その後は妻に遺族厚生年金が、子本人には障害基礎年金が支給されます。